

## 高等専門学校教育課程に関する考察：普通教育と一般教育との接続を視座にして

岩本，晃代  
九州大学大学院人間環境学府：博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/18554>

---

出版情報：教育経営学研究紀要. 13, pp.21-28, 2010-09. The Laboratory of Educational Administration, Educational Law, Graduate School of Kyushu University

バージョン：

権利関係：

# 高等専門学校教育課程に関する考察 —普通教育と一般教育との接続を視座にして—

岩本 晃代  
(九州大学／大学院生)

- I はじめに—研究の目的
- II 戦前における「高等普通教育」
- III 戦後の後期中等教育における「高等普通教育」
- IV 高等専門学校における普通教育と一般教育との接続
- V おわりに

## I はじめに—研究の目的

### 1. 高等専門学校制度の概要

高等専門学校は、昭和 37(1962)年、国民所得倍増計画を背景として、高度成長期における技術者不足を解消するため、中学校卒業生を受け入れる 5 年一貫の高等教育機関として創設された。行政側は 6・3・3・4 制の固定化した制度の改善策として、大学受験競争の緩和と教育の機会均等を掲げてはいた。だが、現実的には、戦後の新制大学発足後、産業界の企業内の階層構造が二極化して安定が失われたため、空洞化してしまった中堅技術者の養成を目的として創設されたといっても過言ではない。また、その創設の経緯は短期大学恒久化の問題とも複雑に絡み合っている<sup>(1)</sup>。国立については、創設から昭和 51(1976)年までに 54 校が設置され、平成 10(1998)年に沖縄に 1 校が設置されたのを最後に計 55 校となった。しかし、現在は再編統合の動きが進んでいる<sup>(2)</sup>。公立 6 校、私立 3 校についても、募集停止、統合、大学への転換等、近年の少子化への対応が顕著である。

平成 3(1991)年からは専攻科によって学士課程も設置され、中堅技術者養成から実践的技術者養成機関へとその性格が変化しつつある。高い求人倍率で知られるように、即戦力のある技術者養成機関として、その社会的評価は決して低くはないものの、一方では、5 年の準学士課程卒業後の大学 3 年次への編入は全体の 4 割を超え、学士課程修了後の大学院への進学も増えてくる等、卒業生の進路にも多様性がみられるようになった。

高等専門学校は他種の学校と比較して、極めて少数派であったためか、学校教育法第 1 条に規定

された高等教育機関でありながら、研究対象としては、今日までほとんど注目されることがなかった。近年、学校の枠組みをこえた「一貫」「連携」を重要視する声が高まっている。高等専門学校は、高大一貫の制度上の先駆的モデルでもあり、学校体系を相対化して考察するうえでも、重要な研究対象と考えられる。

### 2. 高等専門学校教育課程における一般教育

「一般教育」という言葉は、おもに高等教育において「専門教育」および「職業教育」に對置され、一般的教養を与える教育について用いられてきた経緯がある。だが、今日では、多義性をもつようになった<sup>(3)</sup>。戦後、周知のとおりアメリカの影響のもとに、一般教育は大学の教育課程において制度化された。その後平成 3 年の大綱化によって、教養課程は解体され、教育課程の編成については各大学の裁量となった。

高等専門学校における一般教育は、大学(短期大学を含む)における一般教育とは異なった性質を持っている。なぜなら、高等専門学校は、中学校卒業生を受け入れることから、後期中等教育における普通教育を包含し、かつ 5 年一貫教育のなかで施される「一般教育」でなければならないからである<sup>(4)</sup>。高等学校においては、学校教育法第 50 条に「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。」とある。高等専門学校の目的は学校教育法第 115 条に「高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。」とある。また、高等専門学校設置基準第 16 条には、

授業科目について、「その内容により、各学科に共通する一般科目及び学科ごとの専門科目に分ける。」とある。つまり、高等専門学校の教育課程においては、一般科目のなかで「高度な普通教育」が行なわれていることが前提とされていると解釈できよう。しかし、3年次以下の一般科目について学習指導要領の拘束がない等、法的な整備は施されていない。現在の学校教育法が改正される以前、高等学校の目的においては、「高等普通教育」という言葉が用いられ、改正後に「高度な普通教育」と改められた。これは「高等」を「高度な」に変えることによって、中等教育における普通教育を、前期から後期へと段階的に接続するための文言的統一性と受け取れる。そもそも、この「高等普通教育」とは、どのようなものであったのかについて検討してみる必要がある。

本研究においては、この高等専門学校における一般教育、つまり普通教育と一般教育の内容的接続の重要性を明らかにすることを目的とする。

ところで、高等専門学校の創設には、先に述べたようにさまざまな要因が複雑に絡んでいる<sup>(5)</sup>。その一つに、高度成長期の技術者不足解消を急いで、早期からの専門教育を重要視し、戦前における旧制の工業専門学校の復興を産業界側が強く要望したことがある。現在の高等専門学校における一般教育の問題について考えるためには、ルーツとなった旧制の工業専門学校について検討してみることが不可欠であろう。

## II 戦前における「高等普通教育」

### 1. 明治 32 (1899) 年における中学校令改正と実業学校

明治 5 (1872) 年の学制においては単線型に近いものであった日本の教育制度が、明治 12 年からの教育令改正によって、複線型へと移行していく。そして、明治 19 年の中学校令によって、中学校は尋常中学校と高等中学校とに分かれ、全く別個の学校とされた。ここで高等中学校は法令上は、中学校と規定され、「高等普通教育」の完成を目指すはずであったが、実際には、帝国大学への予備校的役割を担うことになったのである。

その後、明治 27 年に公布された高等学校令によ

って、高等中学校が高等学校となり、専門教育を主とする高等教育機関として制度化されたとともに、明治 32 年の中学校令改正が、一つの大きな転換点となる。この改正によって尋常中学校が「中学校」と改称され、旧令での「実業ニ就カント欲シ又は高等ノ学校ニ入ラント欲スル者ニ須要ナル教育」を施す目的から、「男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為ス」ことを目的とする学校になったからである。

なによりも重要なのは、この明治 32 年の改正によって実業学校が中等教育の機関として正式に位置づけられ、従来、中学校でおこなわれてきた実業教育が実業学校へとほぼ移行され、中学校は高等学校への予備教育を施すことが主となっていったことである。実業学校は、年齢的には 14 歳から 3 年間の課程で、現在の高等専門学校の低学年にほぼ相当している。この時期、中等教育が多様化するとともに、複雑化したことは、今日の教育政策にも通底するものがあるといえるだろう。本稿では、戦後初めての擬似的「複線型」教育制度となった高等専門学校の創設経緯が、戦前の工業専門学校をモデルにしていることをふまえ、当時の制度改革の経緯を辿ることを主眼に考察をすすめていくこととする。

### 2. 明治 36 (1903) 年における専門学校令と高等教育

明治 30 (1897) 年の京都帝国大学の設置にはじまる帝国大学の増設、明治 36 年の専門学校令の制定は、戦前の高等教育の基盤を形成することとなった。さらに事実上の高等学校専門学科の廃止という三つの大きな改革によって、「帝国大学・旧制高等学校・専門学校という第二次世界大戦直後に至るまでの高等教育の体制が成立した。なお前二者と専門学校とは制度上直接の連絡をもたない別個の高等教育の系統として成立し、併行的に存続することとなった。」といわれている<sup>(6)</sup>。この専門学校の担った役割が戦後の高等専門学校へ期待されたことをここで強調しておきたい。

専門学校令は明治 36 年 3 月 27 日に公布された。第 1 条で「高等ノ学芸技術ヲ教授スル学校ハ専門学校トス」と規定され、修業年限は三年以上、入学資格は中学校または四力年以上の高等女学校卒業以上とされていた。また、程度の高い実業学校

は、実業専門学校として専門学校令の適用を受けることとなった。

### 3. 大正7(1918)年における高等学校令

その後大正7(1918)年の高等学校令で、修業年限が尋常科4年高等科3年の7年制を原則とすることが定められたため、高等科への入学年齢は16歳となった。しかしながら、実際には三年制の高等科のみをもつ高等学校が主であった。この法令は、いわゆる旧制高等学校について規定した勅令で、第1条に「高等学校ハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ特ニ国民道徳ノ充實ニカムヘキモノトス」と述べ、高等普通教育を完成することを目的として明記した。ここでの「高等普通教育」とは、古典的教養を重視したいわゆるリベラル・アーツの系統にあるもので、周知のとおり戦後に求められた普通教育とはその内容を異にしている。また、同年に公布され、翌年に施行された大学令によって、専門学校の大学昇格が進み、四十余をこえるまでになった。

ここで注目しておきたいのが、専門学校の修学相当年齢である。明治36年における専門学校令では、6年間の尋常小学校から5年間の中学校を経て入学すると、専門学校あるいは高等学校に入学するのは17歳となる。大正7年の高等学校令によって、高等学校への入学年齢は16歳となるが、専門学校はあくまでも別個の高等教育機関であり、中学校卒業生である17歳のままであった<sup>(7)</sup>。

以上のことから、戦前の専門学校は、年齢的には今日の高等学校2年生修了で進学する高等教育機関であって、戦後、旧制高等学校と並んで新制大学に再編されるものもあったように、現在の高等専門学校とは、全く別種のものとして認識する必要があったのである<sup>(8)</sup>。これが、戦後の高等専門学校創設の際、教育的配慮に欠けていた点であると考えられる。

## Ⅲ 戦後の後期中等教育における「高等普通教育」

### 1. 後期中等教育における「普通教育」と高等専門学校における一般教育との関係

繰り返しになるが、平成19(2007)年の学校教育法の改正により、高等学校の教育の目的も「中

学校における基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。」と、修正された。本稿で問題とする「高等普通教育」が、「高度な普通教育」に修正されたことは、高等専門学校における一般教育を問題にするうえでも重要な改正点である。「普通教育」とは、小学校における「初等普通教育」及び中学校における「中等普通教育」という言葉が修正されて、小学校と中学校つまり義務教育として行われる教育を示すことになったのである。

義務教育ではない高等学校では、この普通教育をさらに発展させることを期待されているわけであるが、問題はそう単純ではない。『教育六法』三省堂(2010)の解説には「従来用いられてきた『高等普通教育』は、法令上の用語であり、教育学上は、高等学校は後期中等教育に位置し、高等教育というタームは大学レベルを指す。『高度な普通教育』への改正は、このような概念の混同を整理するものともいえるが、一方で『高度な普通教育』は、『義務教育として行なわれる普通教育』(21条、29条、45条)とは異なるものとして設定され、中学校とともに構成してきた従来の中等教育概念に重大な修正をもたらすものである。」と述べられている<sup>(9)</sup>。ただ、この改正によって、戦前における「高等普通教育」との差異化、つまりここでいわれる「普通教育」が戦後の一般教育へと接続するものになったことが明確化された。よって、15歳までの前期中等教育である中学校と直接接続する高等専門学校の一般教育についても、他の教育機関との関連性等、新たな視点で検証することが必要といえよう。

先にあげた学校教育法第115条の高等専門学校の教育は、法的には同法第50条の高等学校の「中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じ」ることを前提とはしておらず、それに接続した「高度な普通教育」ではなく、あくまでも法的には高等教育機関としての専門教育の教授を目的としている。ここに、戦前の専門学校の性格が強く出ているといえる。文部科学省に所蔵されていた高等専門学校創設法案の一つ【法案の経緯】のなかには、[28]「実業学校規定」が資料としてあげられている<sup>(10)</sup>。また、昭和36年3月13日付けの資料[29]「学校教育法の一部を改正する法律(案)」においては、廃案となった専科大



学の目的、旧大学令の1条、旧専門学校令第1条、旧高等学校令第1条があげられている。これらのことから、高等専門学校成立には、後期中等教育の視点が抜け落ちており、もっぱら戦前の高等教育をモデルとしたことに問題の根幹があると考えられる。

つまり、前期中等教育との接続を意識した5年一貫教育ではなく、日本の戦後の教育体系上、体裁としては他の教育機関との接続を有しているものの、実際には孤立した形で高等教育機関の名が冠せられてしまったのである。この点について、これまでの教育学的研究で指摘されることは管見の限りにおいてはなかった。

## 2. 高等専門学校における「高度な普通教育」の質的保証の問題

では、高等専門学校における後期中等教育段階の「高度な普通教育」は必要ではないのだろうか。

ここで高等教育機関でありながら学年制とした高等専門学校には、学年毎の課程修了が認められていることに注目したい。3年次修了者は、高等学校卒業程度認定試験の免除対象となるからである。中学校卒業時には、技術者を目指してはいても、不適応によって進路変更せざるを得ない学生も増えてきた。この3年課程修了による大学および専門学校等への進学、5年卒業後の大学編入については、創設当時から制度化されていたものの、現実的にはしばらくは厳しい状況にあった<sup>(11)</sup>。

入学時に15歳という後期中等教育段階の学生を抱えつつ、制度化の経緯で、この3年間の教育内容・方法について、検討されることはなかったといっても過言ではない。

何よりも注目すべきは、高等専門学校の教員は教育職員免許法適用外であり、低学年における一般科目の担当教員にも教育職員免許状は必要とされない。よって先にも述べたように、一般科目の内容についても学習指導要領の拘束を全く受けないのである。先に「高度な普通教育」の質的保証がないと述べたのは、まさにこの点に拠る。つまり、教育内容・方法については、教員個人の力量に任されていることになる。

ここに、高等専門学校を旧製の工業専門学校をモデルにした教育政策の強行性の問題が現れていると考えられよう。

この点について、旧製の専門学校における教育課程と比較して考察してみることにはしたい。

官立工業高等専門学校の機械科の例を表1にあげる<sup>(12)</sup>。

表1 旧制工業高等専門学校の教育課程

学科目	授業総時数
公民	210
体育	210
外国語	210
計	630
数学・物理・化学	630
他の専門科目	2520
計	3780

ただし、数学・物理・化学は専門科目として扱われていたため、旧制工業高等専門学校における一般科目：専門科目は、630：3150（時間）となる。理科三科目を加えると、一般科目の時間数は、1260時間となる。

これを創設時の高等専門学校と比較してみると表2のようになる。

後期中等教育段階を含んでいるため、単純に旧製のものと比較はできないものの、犬丸直（1962）は、「これらを見ると、旧制専門学校における場合と高等専門学校の場合とはあまり大きな相違がみられないが、ただ、高等専門学校の場合は卒業研究を課しており、将来の研究上の方法論を学ばせ、その研究態度を育成しようとするところに大きな相違点がみられる」と述べている<sup>(13)</sup>。

しかし、一般科目に注目してみると、その時間数は少ない。例えば、国語は315時間（1単位あたり50分として9単位）で、当時の高等学校の国語の必修時間と同時間であり、5年間で高等教育の一般教育までを修得するには極めて少ないといえる。犬丸も、これについて「一般科目については、高等学校との均衡からいって、（中略）授業科目と授業時数は全く好ましからざることであり」と述べている<sup>(14)</sup>。現在の工業高校においても、3年次までに8単位前後修得していることをふまえるならば、教育内容の精選と、方法の工夫が教員の力量に大きく委ねられることになる。

表2 工業高等専門学校教育課程

授業科目	授業総時数
国語	315
倫理・社会	70
日本史	70
世界史	70
地理	70
法制・経済	140
数学	630
物理	175
化学	175
保健・体育	350
芸術	70
英語	630
第二外国語	140
計	2905
専門科目	3640
計	6545

#### IV 高等専門学校における普通教育と一般教育との接続

##### 1. 高等専門学校における教育課程の変遷と特徴—くさび型教育課程

高等専門学校の教育課程編成の大きな特徴は、学年制であることとともに、一般科目と専門科目がくさび型に編成されていることにある。

本研究での一般教育とは、主に高等専門学校設置基準で定められている一般科目および特別活動等、専門科目以外の教育内容をいう。それらは教養教育に深く通底する内容を含んでいる。昭和38(1963)年に試案が作成され、5年後に成案となった「高等専門学校教育課程の標準」においては、「一般科目」の目標として「すぐれた技術者」の育成のために「豊かな一般教養」を一貫教育によって「能率的に行なうことができる」と明記され、科目名や教育内容、標準的な学年配当時間も示されていた。ところが昭和51(1976)年には失効して教育課程の変遷方針のみが示されることとなり、さらに平成3(1991)年の設置基準改正で、一般科目、専門科目、特別活動の単位数の枠組みのみが残された<sup>(15)</sup>。同じ高等教育機関でも周知のとおり

り大学の場合は、設置基準から「一般教育科目」が省かれ、教養課程の解体が進んだ。大綱化されたとはいえ、高等専門学校の設置基準に「一般科目」という名称が残されていることは高等学校における「高度な普通教育」を包含した、一般教育の特質を示すものといえる。しかしながら、「教育課程の標準」もなく、文系・理系科目の単位数の枠組みすら無い現在、その教育内容の質保証と責任の所在は極めて不明確である。

3年次までに修得しなければならない一般科目についても各学校の裁量に任されている現実がある。一貫教育の長所として、受験の弊害から免れているということがある。単純に高等学校3年と短期大学2年でないところに、高等専門学校の最も長所を生かせる点があるのである。そもそも、創設の経緯における教育的論点はここに集約されていた。

5年一貫で、専門教育との関係をもふまえ普通教育と(大学における)一般教育の内容を、それぞれの科目ごとにどのように構造化していくか。ここに高等専門学校の教育の質的向上の基盤構築の鍵がある。

##### 2. 技術者教育における一般教育の重要性

平成20(2008)年12月24日に出席された中央教育審議会答申「高等専門学校教育の充実について」の資料編において、高等専門学校に対する企業側と卒業生のアンケートの結果が提示されている。どちらにおいても、専門知識についての評価は高いが、コミュニケーション力、語学力についての評価はいずれもかなり低い。国際的に活躍できる技術者の育成の観点からも、今後、一般教育に求められてくる課題であろう。

しかし、答申における「一般教育の充実」の内容には疑問の残る箇所もある。

英語力の向上の重要性に続く次の文章である。

経済が成熟した社会では、今後新しい市場を創出する創造力が重要であり、特に製造拠点がアジアに移転してきている我が国では、経済成長に不可欠である。創造力の涵養のためには、リベラル・アーツ、幅広い総合知識も重要であるので、そうした面にも配慮したカリキュラムとすることが重要である。

このように、一般科目については、独自の目的を持った学校制度の趣旨にふさわしい効果的な教育内容・方法となるよう、知育・徳育・体育のバランスも考慮しつつ、今後とも充実に努めていくことが重要である。

ここでの「リベラル・アーツ」が何を意味しているのか判然としないけれども、少なくとも行政側は、高等専門学校、特に低学年における一般教育の中身について、普通教育との接続関係を明らかにしようとしていない。あくまでも「独自の目的を持った学校制度」を看板としているからであろう。この独自という言説のもとに置き去りにされてきた普通教育と高等教育における一般教育との接続という極めて重要な問題があるのである。

しかも、教員には先述のように教育職員免許状は必要とされず、研修も決して体系化されているとはいえない<sup>(16)</sup>。創設時にも随分議論になったところであるが、高等教育機関の教員の資格は、教諭の資格以上のものであるという「理屈」によって、一貫教育の内容と質的保証が曖昧なままにされてしまったといえるだろう。

大学や短期大学のように教養課程を解体せず、卒業認定のためには一般科目が75単位以上必要であるとした点については、平成3(1991)年2月8日の大学審議会答申「高等専門学校教育の改善について」で「一般科目と専門科目の区分を設けることについては、高等専門学校教育が後期中等教育の教育をも担っている観点から、これを存続するものとする。」という言説にその根拠が示されている。これは高等専門学校における一般教育の特質が普通教育を包含した点にあることを認めた文言でもある。しかし、同答申で、「また、一般科目に関する授業科目名及び専門科目に関する標準となる基本的な授業科目名については、明示しないこととするのが適当である。」とある。ここに単位数減のための方策を各学校裁量にしたことと同時に、「一貫」教育活用の責任が負わされたことを読み取ることができる。

以上、制度的問題を指摘してきたが、高等専門学校には、この制度を生かす道もある。例えば、一般科目に総合的科目を開設し、高学年におけるコミュニケーション力の向上を目標として、低学年では高等学校の学習内容をふまえた基礎的知識の

蓄積を重視するとともに、専門科目担当教員との連携を図りながら、低学年から一般科目および特別活動の時間を利用した「読むこと」「書くこと」「話すこと」の力の育成を図る授業方法の工夫等、受験の弊害を受けない授業開発の可能性がひらかれている<sup>(17)</sup>。

少ない時間数で、高度な普通教育といわゆる(大学における)一般教育を一貫教育の中で効果的に独自に接続させ、教育課程を体系化していくことにこそ高等専門学校における教育の質の向上がかかっており、そのためには教員の教育的力量の向上が不可欠であることはいうまでもない。

## V おわりに

近年、中等教育学校の創設にはじまり、中高一貫、高大連携等、他種の学校との「一貫」「連携」が、盛んに言われるようになり、高等学校への大学からの出前授業、オープンキャンパス参加を総合学習へ取り入れるなど、さまざまな形で「一貫」「連携」が行われている。しかし、最も重要なことは教育課程の「一貫」性や「連携」であって、教育内容の質的なそれを追究していく必要があるのではないかと。さまざまな地域的取組を決して否定するものではないが、教育内容の「一貫」性が求められることが本質的課題なのであって、「一貫」「連携」が形式的なものに終わることのないようにしなければならない。そのためにも制度的に高大一貫教育を行ってきた高等専門学校について検証することは、今日の教育政策の有効性を考えるうえでも重要なことだと考える。

### 【注】

- (1) 高等専門学校創設および短期大学恒久化との関係については、拙稿「高等専門学校創設法案の経緯と『複線型』教育の問題点」(『カリキュラム研究』第19号、2010年3月)を参照されたい。
- (2) 平成21(2009)年より宮城県の宮城工業と仙台電波、富山県の富山工業と富山商船、香川県の高松工業と詫間電波、熊本県の八代工業と熊本電波が統合再編される等、各

- 地で動きが進んでいる。
- (3) 「教養」の概念については、多くの先行論がある。明治期の「修養」の提唱、その後夏目漱石門下生による旧制高等学校生を中心とした大正教養派の「教養」主義、その批判と修正を経て、戦時下における時勢に迎合した「教養」の解釈等、日本における「教養」観には起伏がある。また、戦後の大学における教養教育はアメリカの大学のリベラル・アーツ教育をモデルに一般教育として始まったことは周知のことである。これによって設置された大学の教養課程も、科目担当の教員に一般教育の理念が浸透しておらず、「教養」の概念については、統一されたものがなかったといえる。これについては、平成 14 (2002) 年 2 月 21 日に中央教育審議会答申「新しい時代における教養教育の在り方について」のなかで【参考】として触れられている。また、答申では、「教養とは、個人が社会とかかわり、経験を積み、体系的な知識や知恵を獲得する過程で身に付ける、ものの見方、考え方、価値観の総体ということができると述べられている。
  - (4) 本研究においては、一般科目及び特別活動において主に教授されるものを一般教育としている。専門教育においても教養的な教育はなされるが、教育課程上、上記のように位置づけている。
  - (5) 前掲「高等専門学校創設法案の経緯と『複線型』教育の問題点」参照。
  - (6) 『日本近代教育史事典』平凡社、1971 年 12 月、p. 129。
  - (7) 戦時下に、国民学校 6 年、中学校 4 年となり、専門学校入学年齢は一時 16 歳となった。
  - (8) 「学校系統図」(『教育学大事典 第 6 巻』第一法規出版、1978 年 7 月、pp. 355 - 359) を参照した。
  - (9) 解説教育六法編集委員会(姉崎洋一・荒牧重人・小川正人・金子征史・喜多明人・戸波江二・広沢明・吉岡直子)『解説 教育六法 平成 22 年度版』三省堂、2010 年 3 月、p. 166。
  - (10) 前掲「高等専門学校創設法案の経緯と『複線型』教育の問題点」参照。
  - (11) 現在は、工学部だけでなく理学部や経済学部等にまで編入の門戸が開かれている。
  - (12) 犬丸直『高等専門学校制度と関連法令の解説』(第一法規出版、1962 年 1 月、pp. 246 - 249) を参照して作成した。
  - (13) 前掲書、p. 256。
  - (14) 前掲書、p. 258。
  - (15) 高等専門学校の教育課程の変遷については、拙稿「高等専門学校における教育課程の変遷に関する考察—一般教育の問題を中心に—」(『九州教育経営学会紀要』第 16 号、2010 年 6 月) を参照されたい。
  - (16) 拙稿「高等専門学校における教育課程と教員の資質向上に関する考察—全国機関調査の結果をふまえて」(『飛梅論集』第 10 号、2010 年 3 月、pp. 60-63)。
  - (17) 淵田邦彦・村田秀明・湯治準一郎「基本プランに基づく高専におけるホームルーム活動の実践」(『工学教育』2007 年 5 月、pp. 165-170)、岩本晃代・酒井健・三戸健司・谷口光男・荒木真「高等専門学校・低学年(1 年次)における学級経営の実践報告(1)」(『有明工業高等専門学校紀要』第 41 号、2005 年 1 月、pp. 1-21)、岩本晃代・酒井健・三戸健司・谷口光男・荒木真「高等専門学校・低学年(1 年次)における学級経営の実践報告(2)」(『有明工業高等専門学校紀要』第 42 号、2006 年 7 月、pp. 27-40) 等に事例がある。